令和８年度第３回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会会議録

議題	１　議題 （１）　第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）について ２　報告 （１）　今後のスケジュールについて
日時	令和８年９月２８日（月）１４：００～１４：５０
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎５階　特別会議室
出席者	松爲委員長、丸山副委員長、峯尾委員、作間委員、上杉委員、菅野委員、平岡委員、鈴木委員、柴田委員、菊地委員、横山委員、渡部委員、田中委員 （欠席委員） 西表委員、成島委員、髙丸委員、湊委員、長谷川委員、瀬川委員、安田委員 （事務局） 大八木主幹、須田課長補佐、前田課長補佐、井上課長補佐、土井主査、池元主査、鈴木主査、松原主任、小田主任
会議資料	次第 資料１　第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案） 資料２　変更点一覧 参考資料１　会議要旨
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	－
傍聴者数	０名

○事務局（大八木主幹）

それでは、ただいまから、令和８年度第３回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会を開催させていただきます。

本日は成島委員、西表委員、長谷川委員、湊委員、瀬川委員から事前に欠席のご連絡をいただいております。その他お見えになっていない委員の方もいらっしゃいますが、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則第５条第２項の規定により、過半数の委員のご出席をいただいているため、会議は成立となりますことをご報告します。

それでは、このあとの議事につきましては、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則第５条第１項の規定により、松爲委員長に進めていただきます。松爲委員長、よろしくお願いいたします。

○松爲委員長

それではこれより委員会をはじめたいと思います。

まずは議題（１）第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）について、事務局より説

明をお願いします。

○事務局（小田主任）

それでは、障がい福祉課の小田より前回委員会からの変更点について、第１章から説明させていただきます。なお、資料２に変更点はまとめております。第４章の実施する主な事業について、各課より修正依頼があり微修正したところは説明を割愛させていただき、大きな変更点について説明させていただきます。

それではまず、資料１の２ページをご覧ください。（１）の国の動きの５段落目以降ですが、医療的ケア児に関する法律改正や障害福祉サービス等報酬改定について追記しております。

つづきまして第２章の１５ページをご覧ください。基本方針や施策の方向性について、前計画と本計画の違いが分かりやすくなるように対照表を追加いたしました。

次に第４章の４７ページをご覧ください。理解を深めるの実施する主な事業について、３番「福祉や障がいを知る機会の提供」の文章を修正しています。知る機会の提供とあわせて情報発信する旨を追記しています。

また、６番「インクルーシブ教育の推進」は新たに追加した事業になります。幼少期からの環境や学校での交流も理解を深めるうえで重要な場面というご意見を受け、追加いたしました。また、実施する主な事業を増やしたことに伴い、全体の文章が増えたことから、見開き２ページにおさめるために４６ページの施策の展開 1-1-1 から 1-1-3 までの文章を短く修正しました。

次に４７ページの下側にある「自立支援協議会・その他関係団体等の取組」の項目を４章の各施策の方針において追加しています。委員のみなさまと本日の会議までに個別の調整ができず申し訳ありませんが、施策の方向性によっては、スペースに限りもあるため、事務局でまとめさせていただきました。また、前回の委員会でもご説明したように、各障害福祉サービス事業所等が実施するものや市の委託事業を受託しているものについては、基本的に掲載しないこととさせていただきました。

次に５３ページをご覧ください。実施する主な事業の１９番「のぞまないセルフプランを解消するための取組」について、前回委員会でご意見をいただきましたので、後半部分の「あわせて」以降の部分を追記しており、相談の質に関する文脈を足しております。

次に６３ページの４９番は新規で追加した事業でして、こちらも前回の委員会で支給決定に関するご意見をいただきましたので、障害福祉サービスの支給について記載しております。生活を支えるサービスの充実、と題し、「障がいのある方の地域生活を支援するため、本人の意向、心身の状況や生活状況などを総合的に勘案し、必要な障害福祉サービス等を適切に支給します。」と記載しました。

その次の５０番の強度行動障がいの状態にある児者に対する取組につきましては、やはり前回の委員会でご意見をいただいておりますが、「中核的人材」の養成については、現時点では市としてなかなか関わる部分がなく、一方で、「広域的支援人材」については、現時点で具体的な動きはないものの、市も関わる部分があり、また、現時点におきましては、各圏域に配置されている「発達障害者地域支援マネジャー」との連携も重要となりますので、神奈川県の取組と連携する文脈を追記しております。

次に６８ページをご覧ください。事業番号６３番の社会参加や地域交流の機会創出につきましては、事業名と概要が一致していない部分がありましたので、整理させていただきました。

次の６９ページの６９番をご覧ください。こちらは新規に追加した事業です。さきほどご

説明した生活を支えるサービスの充実と関連し、タクシー利用券交付や自動車燃料費の助成、移動支援等、障がい福祉課で行っている内容を追加させていただきました。

次に、第５章から第６章に関して変更点等を御説明します。７２ページをご覧ください。前回の委員会において、第４章までと第５章からの関係性が分かり辛いとのご指摘をいただいておりましたので、７２ページ上段のように章のはじめに関係性を図で示し、（１）からの各項目において、国の基本方針に沿って設定した成果目標について、７３ページ上段のようにその成果目標に対して関連する第４章での主な事業を紹介することで関係性を示しています。

また、成果目標に対して現状が分かり辛いとのご指摘もいただいておりましたので、成果目標を記載した表において、前期計画での目標値と直近の実績値の列を追加しています。ただし、前期計画の目標値は計画期間最終年度の令和８年度末としているのに対し、実績値は直近の令和７年度末になっていることにご留意ください。

次に７７ページから７８ページの「相談支援体制の充実・強化等」についてです。表の最終行のとおり、国の基本指針によりのぞまないセルフプランの件数が成果目標として新設されました。本市は全国的にもセルフプランの件数が多い自治体となっておりますが、自立支援協議会の相談支援部会からいただいたご意見を踏まえ、指針のとおり目標を０件としています。

続いて、８０ページからの障害福祉サービス等の見込み量について、これらの見込み量が支給決定の上限となるのかというご質問をいただいておりました。こちらは、直近数年間の実績を基に統一的に算出しているものになりますので、支給決定の判断に影響を与えるものではありません。同様に県にも確認をしましたが、これらの見込み量は市内の当該サービスの需要量に対して供給量があまりにも超過している場合、事業所の新設を規制するなど指標に用いられることはあるものの、支給決定の上限となるものではないとのことです。また、これらはあくまで見込み量ですので、様々な要因で上下する可能性があります。

８４ページをご覧ください。前回の委員会でのご意見を受け、追記しました。こちらは、昨年度実施した当事者アンケートと事業者アンケートの結果から抜粋しています。８４ページ図表２２のとおり、当事者が希望通りの時間や日数を利用できない要因として、市が希望の量を認めなかったというご意見もありますが、同様に事業所と希望通りの契約ができなかった、事業所が見つからなかったとの声もあります。また、８５ページからの図表２３では事業所としてそれぞれのサービスの今後の需要量をどうとらえているか、図表２４では各事業所は今後の事業拡大等をどう検討しているかサービス毎に記載しています。これらのとおり、サービスの需要量や供給量は様々な要因で変化しますので、見込み量に対してニーズ等は増減する可能性がありますが、前回の委員会でご説明したとおり、利用希望に対して個別の相談に応じていくなど必要なサービス量の確保に努めていくとしています。

最後に１０４ページからの資料編ですが、前回の委員会での委員長からのご意見を踏まえ順番を見直し、はじめに「本市の障がい者を取り巻く状況」、次に「計画策定体制及び策定経過」の順に入れ替えています。以上で議題１の説明とさせていただきます。

○松爲委員長

説明が終わりました。ご意見などがありましたら、挙手し、マイクのボタンを押して発言してください。本日の会議につきましては、計画の内容について、意見のできる最後の機会となりますので、気になる点などがあれば、ぜひご意見等をお願いします。

〇上杉委員

１点目は、インクルーシブ教育についてです。46 ページの「1-1-3」の記載について「幼少期からの障害理解を目指し、配慮のあるインクルーシブ教育」という表現にしていただきたいと思います。先日の自立支援協議会においても、インクルーシブ教育を進めていく旨の発言がありましたが、インクルーシブ教育については、「きちんとしたものを進める」という捉え方ではなく、そもそも障害のある子どもへの必要な配慮を含む教育であると考えています。本来、「配慮のある」という表現を付ける必要はないと思いますが、インクルーシブ教育についての理解が十分に進んでいない現状を踏まえ、あえて「配慮のある」という文言を加えていただきたいと思います。

２点目は、47 ページ下段の「その他関係団体等の取組」についてです。今回、掲載する取組について募集がありましたが、掲載されなかった団体について、どのような選定基準で判断したのか、改めて教えていただきたいと思います。

〇事務局（大八木主幹）

１点目のインクルーシブ教育については、上杉委員からご指摘いただいたとおり、配慮があることが当然であると認識しております。一方で、表現については、学校教育指導課とも相談の上、検討させていただきたいと思います。

２点目の関係団体等の取組については、基本的には、今回の計画策定に参加している委員の皆様の所属団体による取組を掲載することを考えております。先ほどご説明したとおり、障害福祉サービス事業者が事業として実施している取組や、市からの委託事業の受託者による取組については、市の事業として実施する主な事業の中に記載されているものと考えております。そのため、今回の「その他関係団体等の取組」については、それらを踏まえて掲載内容を整理しております。なお、個別に掲載を希望する取組等がありましたら、本日までに各団体との調整ができていないため、改めて個別にご相談を受けたいと思います。

〇松爲委員長

そうですね、ここに参加してる委員の所属団体で限定してましたもんね。それ以外のところに関してはもし必要なら事務局の方でやってもらうってことになりますね。

〇上杉委員

関係団体等の取組について、１点確認させてください。「参加している委員の所属団体」ということですが、例えば私の場合、自閉症児者親の会を代表して参加していますが、掲載の対象となるのは、その所属団体である自閉症児者親の会の取組のみということでしょうか。それとも、私が他にも所属している団体がある場合には、その団体の取組についても対象となるのでしょうか。対象となる範囲について確認させてください。今の事務局の説明ですと、あらかじめ市が認めている、あるいは委託している団体等の取組を対象としているようにも受け取れます。

〇松爲委員長

委員の所属団体ということで掲載を考えると、委員がどの団体を代表して参加しているのかという点も含めて、整理する必要があると思います。事務局として、どのように取り扱うか検討をお願いします。

〇事務局（大八木主幹）
　今回が初めての取組であることから、掲載する団体の範囲をどこまで広げるかについては検討が必要でした。現時点では、各委員がそれぞれの所属団体から選出されて本会議に参加していることを踏まえ、冊子の 130 ページ、131 ページに掲載している委員名簿の「所属団体」に記載されている団体の取組を掲載するという形で、いったん整理しております。

〇上杉委員
　今回の「その他関係団体等の取組」については、当初、委員が所属している団体で行っている、一般にはあまり知られていない活動があれば掲載するという趣旨だったように記憶しています。そのため、委員が所属している団体の中で、普段あまり知られていない取組なども掲載できれば、冊子の内容に広がりが出て、より興味深いものになるのではないかと思います。掲載する範囲については、事務局でご判断いただければと思いますが、現在の基準ですと、既に市の事業等として知られている取組が中心となり、今回掲載することによる新たな情報としての意味があまりないように感じます。

〇事務局（大八木主幹）
　各団体の取組については、市ですべてを把握しているわけではなく、今回初めて知った内容もあります。一方、今回の計画については、各委員がそれぞれの所属団体から選出されて参加していることを踏まえ、委員名簿に記載されている所属団体の取組を掲載するという整理にしたいと考えています。

〇松爲委員長
　今回が初めての取組であり、掲載する団体の範囲については、一定の整理が必要だと思います。現時点では、委員が所属団体の代表として参加していることから、委員名簿に記載されている所属団体の取組に限定するのが適当だと考えます。
　今後、この取組が市民への周知につながり、より広く団体の活動を紹介する必要性が生じた場合には、次回の計画策定時に、市民団体等を対象としたアンケートを早い段階で実施するなど、掲載対象を広げることも検討できると思います。
　また、委員以外の団体の取組を掲載する場合には、掲載内容について一定の責任を持っていただく仕組みも必要になると考えます。

〇事務局（大八木主幹）
　今回の計画については、この後、庁内会議や議会への説明等の手続が始まりますので、可能であれば本日の段階で内容を固めたいと考えています。現時点から新たな団体の取組を追加することは考えていません。

〇上杉委員
　当初の説明では、委員が所属している団体の中で、一般にはあまり知られていない活動等があれば紹介してほしいという趣旨だったと認識していました。そのため、今回の掲載内容については、既に総会資料等で周知されている取組が中心となっており、当初想定していた趣旨とは少し異なるように感じます。今回はこの整理で進めることについて了承しますが、今後同様の募集を行う際には、掲載対象や趣旨について、より分かりやすく説明していただきたいと思います。

〇松爲委員長
　今回については、初めての取組であることから、委員の所属団体の取組に限定することで整理したいと思います。次回以降、掲載対象を広げる場合には、計画策定の早い段階でアンケート等を実施し、より多くの市民団体の活動を把握・掲載できるよう検討していくことが望ましいと思います。

〇鈴木委員
　74 ページの基本指針の表について、保健職・医療職等の項目の左側に空欄となっている部分があります。このままでよいのか確認したいと思います。

〇事務局（鈴木主査）
　73 ページに記載している「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの会議体」に関する表の続きであり、参加者数の内訳を示しているものです。ページをまたいでいるため分かりにくくなっていますので、表の配置を見直し、分かりやすく修正します。

〇松爲委員長
　先ほどお話ししましたように、今回が計画案について検討・意見を述べる最後の機会となります。本日決定した内容については、今後、庁内の内部会議等を経て最終的な計画となりますので、委員の皆さんが意見を述べることができる最後の段階となります。そのため、全体を改めてご確認いただき、修正やご意見等がありましたら、この機会にお知らせいただければと思います。

〇鈴木委員
　前回の計画と比較して、全体的に見やすくなっていると感じています。基本方針が左側のページに集約されている点も分かりやすくなっています。一方で、各項目のタイトルについては、本文との区別が十分ではないように感じます。文字を大きくするなど、もう少し見やすくしてもよいのではないかと思います。

〇松爲委員長
　項目のタイトルについて、より見やすくなるようレイアウトを検討していただきたいと思います。

〇横山委員
　49 ページの「成年後見制度等の利用支援」について、「後見人等への支援」や「補助人等」といった表現がありますが、法改正により成年後見制度の制度名称等が変更される予定ですので、現在の表現でよいのか確認したいと思います。

〇松爲委員長
　なるほど。他はどうでしょうか。

〇上杉委員
　関連して、88 ページの成年後見制度に関する「市長申立件数」や「報酬助成件数」等の数値についても、今後の制度変更を見据えたものとなっているのか確認したいと思います。制度改正については未確定の部分もあると思いますが、今後の変更をどの程度反映しているの

か確認したいと思います。
　あと細かいことなんですけどもその下の 88 ページの「意思疎通支援事業」について、対象は聴覚・言語機能等に障害のある方への支援であると思いますが、「意思疎通支援事業」という表現だけでは、すべての障害のある方を対象とする事業とも受け取れると思います。対象者を明確にするため、「聴覚及び言語機能等の障害のある方のための意思疎通支援事業」など、対象が分かる表現にしていただきたいと思います。

〇松爲委員長
　必要に応じて、対象者が分かるような注釈等を加えることを検討していただきたいと思います。他、何か全般に関してご意見ご質問等ございますか。

〇鈴木委員
　81 ページの「就労選択支援」について、記載されている数値は支給決定数という理解でよいでしょうか。月３人で横ばいとなっていますが、現在、市内の指定事業所は１か所と認識しています。今後、事業所の開設を検討している事業者にとって、掲載されている数値が需要の目安となる可能性もあり、事業所数の増加を抑制するような印象を与えないか懸念しています。

〇事務局（鈴木主査）
　掲載している数値は支給決定者数ではなく、実利用者数を基に算出しています。
　現在、湘南東部圏域では１事業所が就労選択支援を実施しており、その実績を基に数値を設定しています。一方で、他法人からも事業実施の意向が示されていますが、国の研修等の課題もあります。現在、県とも事業所数について調整しており、成果目標としての事業所数も踏まえ、数値について改めて見直します。

〇松爲委員長
　就労選択支援を実施する事業所が増えることは望ましいと思いますが、研修等の実施に課題があることも踏まえて検討していただきたいと思います。他何かございますでしょうか。
　ないようでしたら私から最後に１つお願いしておきたいところあります。資料編の構成について、前回も指摘しましたが、実態調査やパブリックコメントの実施状況は、計画本文の基礎となる資料ですので、資料編の早い段階に配置した方が分かりやすいと思います。
　具体的には、実態調査を資料編の１番目、パブリックコメントの実施状況を２番目に置き、その後に委員会関係資料や要綱、委員名簿等を配置し、最後に目次や用語説明等を置く構成が適当ではないかと思います。特にパブリックコメント実施要綱については、計画策定の全体的な手続に関する資料ですので、現在よりも前の位置に配置することを提案します。

〇鈴木委員
　冊子の表紙や本文、資料編に掲載されているイラストについて、特に最後のページに掲載されているものが唐突に感じられますので、掲載の趣旨を確認したいと思います。

〇事務局（鈴木主査）
　茅ヶ崎市が独自に実施している障害者支援アプリについて、昨年度、トップ画面のイラストを市民から公募しました。その際、応募作品を計画にも活用する旨を周知しており、11 作品の応募がありましたので、その作品を計画冊子にも掲載しています。本文中についても、

章の切れ目や余白部分等に応募作品を掲載しています。

〇上杉委員
　44 ページのイラストについて、色が付いていないと意図が伝わりにくいように感じます。カラーでの掲載が可能か確認したいと思います。

〇事務局（鈴木主査）
　データ自体はカラーで作成する予定ですが、本文については印刷上、白黒となる予定です。表紙等についてはカラー印刷も含めて検討しています。

〇峯尾委員
　59 ページの災害に関する記載について、人工呼吸器や在宅医療機器等を必要とする医療的ケアのある方について、市では現在、対象者を全数把握しているのか確認したいと思います。

〇事務局（大八木主幹）
　医療的ケアのある方について、市で全数を把握することはできていません。
　湘南東部圏域では年 1 回調査を実施しており、支援学校や生活介護事業所等を利用している方については、一定程度把握できる状況です。

〇峯尾委員
　18 歳以上の方については、全員を把握しているわけではないということでしょうか。

〇事務局（鈴木主査）
　保健所において、訪問看護事業所を対象とした調査等により実態把握を行っていると聞いており、新規の対象者等について情報提供を受ける場合もあります。ただし、すべての事業所で対象者を把握できるわけではないため、現状では全数把握には至っていない状況です。

〇峯尾委員
　災害時の支援を考える上でも、対象者を全数把握できている状況ではないことを確認しました。

〇松爲委員長
　他に何かよろしいですか。
　それでは議題 1 につきましてはこのあたりで終了といたしまして、続きまして事務局の方から報告事項についてご説明よろしくお願いいたします。

〇事務局（池元主査）
　今後のスケジュールについて説明します。
　9 月に松為委員長から市長へ、審議会での審議結果を答申する予定です。
　10 月には庁内の政策調整会議、政策会議等を経て、11 月に市議会全員協議会での協議を予定しています。
　12 月にパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ、翌年 3 月に庁内の計画推進調整会議及び第 4 回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会を開催する予定です。その後、計画

策定となる予定です。

〇松爲委員長
　本日の意見を踏まえて修正した内容について、どのように委員へフィードバックするのか確認します。

〇事務局（大八木主幹）
　事務局で本日の意見を踏まえて修正を行い、松為委員長に確認していただいた上で、答申する形としたいと思います。

〇松爲委員長
　委員の皆さんにご了承いただけるのであれば、事務局による修正後の内容を私が確認し、答申することで進めたいと思います。それでは、報告事項については以上でよろしいかと思います。
　最後に事務局の方から連絡事項等ございましたらよろしくお願いいたします。

〇事務局（池元主査）
　次回、第４回委員会については、令和９年３月の開催を予定しています。具体的な日程については、改めてご案内します。

〇松爲委員長
　３月開催ということで、皆さん予定を確保しておいていただければと思います。
　以上で、本日の委員会を終了します。